

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人木更津むつみ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬などの支給)

第2条 役員等については、実費弁償的な金額の範囲で、日当及び交通費を支給することとし、報酬は支給しない。

(日当及び交通費の算定方法)

第3条 役員等に対する日当及び交通費の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 日当については、会議の出席、法人及び施設業務のための出勤1回につき、10000円を支給する。
- (2) 交通費については、下記のとおり支給する。

木更津市内	1000円
市外の君津郡市	1500円
それ以外	3000円

(支給方法)

第4条 役員等に対する日当及び交通費は、当該会議等業務のために出席した都度、支給する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(細則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることができる。

附則

この規定は、平成30年6月9日より施行する。